

A23 預金の利息は非課税です。出資金に対する配当金は消費税の課税対象ではありません。

国債、地方債、社債、転換社債、新株予約権付社債、貸付金、預貯金、国際通貨基金協会に規定する特別引出権の利子は非課税とされています。また、利益の配当等は、株主または出資者たる地位に基づき、出資に対する配当または分配として受け取るものなので資産の譲渡等に係る対価に該当せず、課税の対象となりません。